

舗装の切断時に発生する排水の処理について（運用指針）

1 趣 旨

本指針は、北九州市が発注する土木工事の舗装版切断時に発生する排水（以下「排水汚泥」という）について、「産業廃棄物（汚泥）」として取扱い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な処理を実施するための運用指針である。

2 対象工事（適用範囲）

北九州市が発注する土木工事（建築、設備工事は対象外）

3 排水汚泥の回収方法

排水吸引機能を有する切断機械（バキューム式）等により、直接現場外に排水することなく適正に回収すること。

4 排水汚泥の処理（処分）及び確認の方法

回収した排水汚泥は、産業廃棄物（汚泥）処理業として許可している中間処理施設（別表1）へ持ち込み、処理すること。

また、受注者に産業廃棄物管理表（マニフェスト）を提示させ、処理内容や処理数量を確認すること。

5 排水汚泥の設計数量（回収量）

舗装版の種別、厚別の「切断1mあたりの回収量（ m^3 ）」を算出して施工延長（舗装版切断延長）を乗じる。

表1 切断1mあたりの回収量(m^3)

| 舗装種別 | 舗装厚(cm) | 日当たり 使用水量(m^3) | 回収率 (%) | 日当たり 回収量(m^3) | 日当たり 切断延長(m) | mあたり 回収量(m^3/m) |
|----------|------------------|-----------------------|------------|----------------------|-----------------|------------------------|
| アスファルト舗装 | $t \leq 15$ | 1.80 | 85% | 1.53 | 203 | 0.00754 |
| | $15 < t \leq 30$ | 1.80 | 85% | 1.53 | 127 | 0.01205 |
| | $30 < t \leq 35$ | 1.80 | 85% | 1.53 | 80 | 0.01913 |
| | $35 < t \leq 40$ | 2.40 | 85% | 2.04 | 80 | 0.02550 |
| コンクリート舗装 | $t \leq 15$ | 1.80 | 85% | 1.53 | 129 | 0.01186 |
| | $15 < t \leq 30$ | 1.80 | 85% | 1.53 | 67 | 0.02284 |

日当たり切断延長:土木工事積算基準書 共通編 I -14-④-115 舗装切断工(最新の基準書を参照のこと)

6 設計表示単位（単位及び数位）

m³単位とし、整数止（小数点以下切捨て）とする。
ただし、1 m³未満は1 m³とする。

1 1 適用年月日

本指針は令和6年10月1日以降に起工する土木工事（建築、設備工事は対象外）から適用するものとする。

なお、「中間処理施設の汚泥処理費（別表1）」及び「汚泥運搬（舗装版切断排水）（土木工事实施設計単価表記載）」については、適宜、最新版の単価を適用するものとする。

1 2 附則

平成27年8月20日 適用
平成29年6月1日 一部改定
平成30年4月1日 一部改定
平成30年10月1日 一部改定
平成31年4月1日 一部改定
令和2年4月1日 一部改定
令和3年4月1日 一部改定
令和6年10月1日 一部改定